

## IATA航空危険物規則書 第67版(2026年)主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めた。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。

注: 下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第67版(2026年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版xivページ、英語版xxvページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。

序(Introduction)	更新	一般理念(General philosophy)の冒頭に、新たにサプライチェーン(Supply chain)の安全性の概念や各当事者が果たすべき役割についての文章が追加された。
<b>第1章 一 適用 (Applicability)</b>		
1.4.3.2	更新	航空輸送禁止の危険物の表示物に関する規定の文言は、曖昧を取り除き、何が必要で、どれが推奨事項であるかをより明確にするよう更新された。
★1.4.3.3	新規	運航者、取り扱い代理業者および空港の運用者は、航空機で輸送禁止される危険物を手荷物受取場所に多数目立つように効果的に表示すべきであると追加された。 【JACIS注一旧1.4.3.3以降の項目番号が繰り下がり】
<b>第2章 一 制限 (Limitations)</b>		
2.3	更新	手荷物規則関係 ・客室内におけるモバイルバッテリー(power banks)および予備電池の使用や充電に関する推奨が導入された。(複数の項目に「モバイルバッテリー(power bank)を含み」という文言が追加された) ・表2.3.Aに対応する変更がなされた。
★2.3.3.2	変更	(a)に「モバイルバッテリー(power bank)を含み」という文言が追加された。 【JACIS注一(b),(c)も同様だが△印はない】
★2.3.3.2.1	追加	モバイルバッテリー(power bank)を含み予備のリチウム電池は受託手荷物では禁止されることを明確化した。
★2.3.3.2.2	新規	モバイルバッテリー(power bank)を含み客室内での予備のリチウム電池に関する新たな推奨規定が追加された。 (a)機内の電源を使って充電しないこと; (b)地上移動中および離着陸時には、他の携帯電子機器に充電するため使用しないこと; (c)電池を入れた手荷物は、頭上の収納棚に入れないと (d)電池を入れた手荷物は、前の座席の下やシートポケット等、指定された場所に置くこと
★表2.3.A	更新	Lithium Batteries: Portable electronic devices (PED) containing lithium metal or lithium ion cells or batteries(リチウム電池:リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を組み込んだ携帯電子機器(PED))に、装置は損傷や不慮の作動をしないよう保護されなければならないと追加された。 Lithium battery-powered electronic devices(リチウム電池で作動する電子機器)に、装置は損傷から保護されなければならないと追加された
★2.3.5.8.1	編集	旧2.3.5..8.1(a)の「装置が損傷から保護され、意図しない作動を防ぐ手段が取られなければならない」と旧(b)の「装置が受託手荷物で運ばれる場合、装置が一定の条件を超えないリチウム電池のみを含むのでなければ完全にスイッチを切らなければならない」という文言が2.3.5.8.1の本文に移された。
★2.3.5.8.3	更新	「モバイルバッテリー(power bank)を含み」という文言が3か所に追記された。
★2.3.5.8.3.1	追加	モバイルバッテリー(power bank)を含み予備の電池は受託手荷物では禁止されるという新たな規定が追加された。
★2.3.5.8.3.2	追加	モバイルバッテリー(power bank)を含み客室内での予備の電池に関する新たな推奨規定が追加された。 (a)機内の電源を使って充電しないこと; (b)地上移動中および離着陸時には、他の携帯電子機器に充電するため使用しないこと; (c)電池を入れた手荷物は、頭上の収納棚に入れないと (d)電池を入れた手荷物は、前の座席の下やシートポケット等、指定された場所に置くこと
2.8.1		政府例外規定
(★2.8.1.1.5)	追加	各国は政府例外規定の導入または改定を考慮する際、IATAおよびICAOに同時に連絡するよう要請されると追加された。
2.8.1.3	追加	タイ王国の新規追加
2.8.2	更新	タイ王国から提出された例外規定およびフランス、および英国から提出された例外規定に対する重要な変更等を含むよう改定された。
2.8.3		運航者例外規定
	更新	例外規定を規則書の次版の発行のため3月31日までに提出する要件を含み、例外規定を改定または追加しようとする運航者を支援するため小幅な変更が行われた。
★2.8.3.0	更新	IATA事務局が指針を提供し例外規定の様式化、文言の構成および番号付けを支援するという文言が追加された。
★2.8.3.2	更新	内容が最新化された。
2.8.3.4 & 2.8.4	更新	運航者例外規定をファイルしている運航者の削除・追加があった。

2.8.4	編集	<p>多くの運航者の例外規定の削除と同様に多数の航空会社から提出された例外規定を含むよう改定された。規則書の利用者は運航者例外規定の多くが、その例外規定の意味や意図を変更することなく、形式の一貫性を確保するために編集上の修正が行われたことに留意することが望ましい。これらの運航者例外規定の例は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険物を含む航空郵便は輸送を受託しない（2.4および10.2.2参照）。</li> <li>●第1分類 火薬類は区分1.4Sを除き輸送を受託しない。</li> <li>●回収容器（Salvage Packagings）に入った危険物は輸送を受託しない（5.0.1.6、6.0.6、6.7、7.1.4および7.2.3.10参照）。</li> <li>●核分裂性物質は受託しない（10.3.7および10.5.13参照）。</li> <li>●プラスチック製ドラムおよびプラスチック製ジェリカンの単一容器に入った液体危険物は以下のように準備しなければならない：           <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製ドラム／プラスチック製ジェリカンは、例えばファイバーボード製箱などの強固な外装容器で保護しなければならない。または、</li> <li>・開放型オーバーパックとして準備する場合は、少なくとも容器の上部と底部を保護するため適切なサイズのプラスチック製、発泡材製、または木製のパレットを使用しなければならない。</li> </ul> </li> </ul> <p>標準化のために編集上の改定が加えられた他の例外規定は以下のとおりである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●微量危険物；</li> <li>●少量危険物；</li> <li>●有害廃棄物の輸送；</li> <li>●重大な影響をもたらす危険物；</li> <li>●貨物中の自分でバランスをとる乗り物；</li> <li>●旅客手荷物中の自分でバランスをとる乗り物；</li> <li>●ドライアイスの輸送；</li> <li>●化学酸素発生器。</li> </ul>

#### 第4章 — 識別 (Identification)

4.2—危険物リスト	
UN3166	追加
	危険物リストの改定にはUN3166 乗り物"Vehicles)に対する既存の太字の品目名を置き換えるのではなく追加として"ハイブリッド(hybrid)"という細字での追記を含む、以下の2つの新しい品目名が含まれている。 UN3166 Vehicle, flammable gas powered hybrid および UN3166 Vehicle, flammable liquid powered hybrid 荷送人、フォワーダーおよび地上取り扱い事業者は、運航者がこれらの品目名、ハイブリッド駆動の乗り物を輸送する際、リスクをより良く評価および管理できるように、これらの品目名を使用することが勧められる。
★UN0030	削除
★UN0255	削除
★UN0456	削除
★UN1835	変更
★UN3423	追加
★UN1835	追加
4.4—特別規定関係	
A1	編集
A199	編集
A226	編集

#### 第5章 — 包装 (Packing)

包装基準関係	
★PI952	編集
★PI962	編集
★PI966	編集
★PI969	編集
★PI977	編集

#### 第7章 — マーキングおよびラベリング (Marking And Labelling)

★7.1.5.5.2	追加	(a) 3. UN3551,ナトリウムイオンの単電池または組電池が新規追加された。 【JACIS注— これはIATAのミスで、UN3551には電池マークを表示しないのが正しく、後刻削除される予定】 6の下に、単電池または組電池に加え、ボタン電池が組み込まれていてもボタン電池のUN番号を電池マークに記載する必要はないという文言が加わった。	【JACIS注— これはIATAのミスで、UN3551には電池マークを表示しないのが正しく、後刻削除される予定】 6の下に、単電池または組電池に加え、ボタン電池が組み込まれていてもボタン電池のUN番号を電池マークに記載する必要はないという文言が加わった。
★7.1.5.5.4	新規	電池マークおよび電池用第9分類危険性ラベル以外の7.2.2.3に従ったラベルの両方が要求される場合、包装物の寸法が十分であれば、電池マークはそのラベルと同じ面に表示しなければならない規定が追加された。	
★7.3.18.1	更新	ラベル使用対象のIMPコードにRVF,RVH,RVO(B.2.2.4参照)が追加された。	
★7.3.18.2	更新	ラベル使用対象のIMPコードにRVB(B.2.2.4参照)が追加された。	

#### 第8章 — 書類の作成 (Documentation)

8.2.3		規則書の他の部分(特別規定または包装基準のような)に従う記載がある場合、8.2.3の4つの箇条書きに示された情報は要求されないということを明確化した。
-------	--	---

#### 第9章 — 取り扱い (Handling)

9.1.3	更新	受託チェックリストおよび注4－些細な不一致や相違に関する記載が修正され、66版で記載されていた例が削除された。追加の指針資料は IATA のウェブサイトに掲載される予定である。【JACIS注一“Dangerous Goods Declaration-Rejection For Minor Discrepancies”としてIATAのサイトに既に掲載されている。】
9.3.8.5		運航者および取り扱い代理業者を支援するために、ULD取扱いタグへの相互参照が提供された。
付録 (Appendices)		
付録A	追加	用語にSDS－安全データシート(safety data sheet)の項目が追加され、付録Bの新しい文章への相互参照が付された。
付録B	追加 更新	B.2.1 シンボル(記号)に2つの新たな記号、「電池に関する品目」と「病を移しやすい物質に関する品目」が追加された。 B.2.2.4に乗り物(vehicles)用の新しいCargo IMP codesが含まれた。 B.4－化学品の分類および表示に関する世界調和システム(Globally harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(GHS))が、安全データシートの背景、目的および根拠に関する追加の文章を含むため改定された。
★付録D	更新	D.1およびD.2の当局の詳細が最新のものになった。
★付録F	追加	追加あり。
付録H	新規	今後の変更－新規の付録が、国連モデル規則24改定版(the 24th revised edition of the UN Model Regulations)から生じた変更の採択に基づき2027年1月1日より発効となる変更の詳細だけでなく、技術指針の2027－2028版(the 2027-2028 edition of the Technical Instructions)に導入されるICAO危険物パネル(Dangerous Goods Panel)によって合意された変更を提供するため、今版の規則書に追加された。これらの変更には以下を含む。
		航空機で輸送される危険物に対する例外に、「輸血を目的とする血液および血液成分」を追加するため改定される。
		データロガーに対する例外は、ある種のナトリウムイオン電池を含むよう拡大される。
		旅客および乗員が携行できる危険物を検討する際の「個人使用」の趣旨に関して、2.3に注が追加される。
		4か国の政府例外規定が、ISO国コード(ISO country code)を反映するよう改定される。これに伴い、対応する政府例外規定コードも改定されるが、それらの政府例外規定の番号は変更されない。
		火薬類物品の分類に小さな改定が行われる。
		新しい段落で、特定の分類、区分または包装等級の分類基準にも該当するある種のエアゾールの輸送禁止が規定される。
		病を移しやすい物質の分類に関する追加の指針、および新しく出現した健康上の状況に関する情報取得の参照が提供された。
		リチウムイオン単電池およびナトリウムイオン単電池で構成されるハイブリッド電池の分類が規定された。
		エネルギー特性を有する有機物質の分類に関する追加的な指針およびフローチャート。
		危険物リストが最新化され、以下の新規品目名が含まれる： UN 3561, Chlorophenols, corrosive, toxic, solid, n.o.s. ; UN 3562, Chlorophenols, corrosive, solid, n.o.s. ; UN 3563, 貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム金属電池(Lithium metal batteries installed in cargo transport unit) ; UN 3564, 貨物輸送ユニットに組み込まれたナトリウムイオン電池 (Sodium ion batteries installed in cargo transport unit) ;
		特別規定の改定および追加には以下が含まれる： ·A26 および A103：加熱機器を含むよう改定される ·A107、A185、A214 および A235：電池に関する追加の参照を含むよう改定される； ·A236：磁気共鳴画像 (MRI) 装置に関するもの。
		包装基準 130、200、459、497、590、854、950、951 および 952 に小さな改定が行われた。
		第9章、取扱いには、隔離区分に基づく火薬類の隔離に関する変更が含まれる。
		有機過酸化物のリストの最新化